

日本版スチュワードシップ・コードに関する
アンケート調査の結果について

(令和8年3月)

一般社団法人 投資信託協会

目的・方法

○アンケートの目的と方法

本会の正会員である投資信託委託会社(以下「運用会社」)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本会規則である「正会員の業務運営等に関する規則」、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」に基づき、

- ① 議決権行使に係る基本方針や意思決定プロセス等を整備し当該整備状況について公表すること
- ② 信託財産として組み入れる株式について議決権行使を行うこと
- ③ 毎年の株主総会の議決権行使結果について、主な議案ごとに分類したうえで賛成・反対・棄権の件数等を集計して公表すること

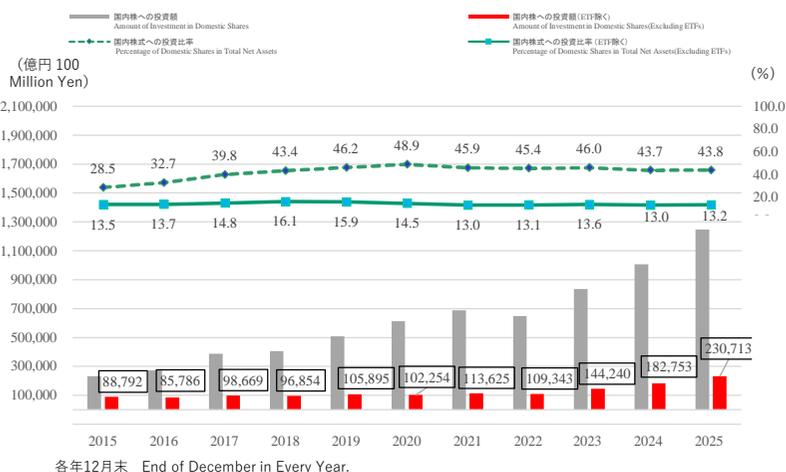
とされています。

さらに、近年では公募投資信託の国内株式への投資額及び国内株式の保有状況に占める投資信託の割合が長期的に増加傾向にあることや、「責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」が策定され、その見直しが定期的に行われるとともに、同コードを受け入れている機関投資家が増えていることなどから、上記の議決権行使を含む一連のスチュワードシップ活動の重要性が益々高まっております。

本会では、こうした動きを踏まえ、一連のスチュワードシップ活動状況等について詳細な実態を把握するため、証券投資信託を運用する本会の正会員108社(令和7年9月時点)のうち国内株式を自社運用する70社に対し、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブのご協力のもと、同団体の作成する「スマート・フォーマット」の様式を用いて、「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査」を実施いたしました。

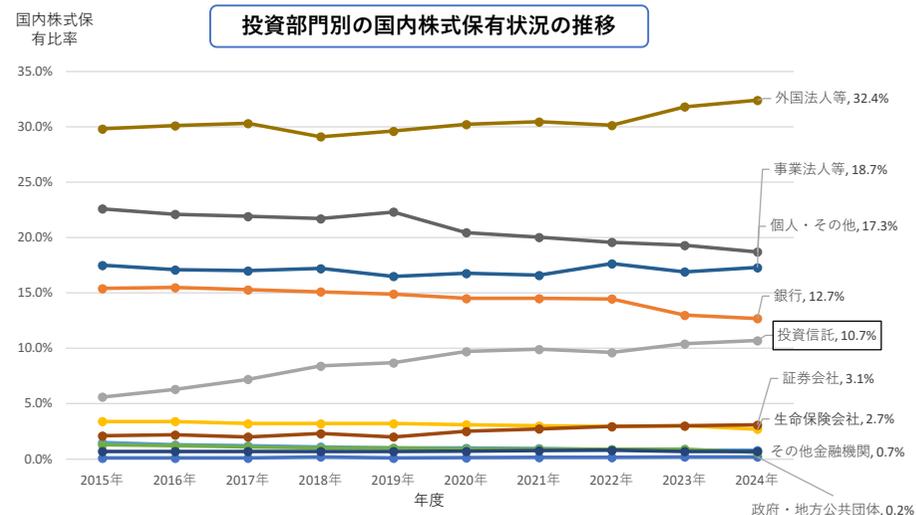
(アンケート実施期間：令和7年9月～10月)

公募株式投信における国内株式への投資比率の推移



出所：投資信託協会にて作成

投資部門別の国内株式保有状況の推移



出所：東京証券取引所/名古屋証券取引所/福岡証券取引所/札幌証券取引所「2024年度株式分布状況調査の調査結果について」より協会作成

サマリー

スチュワードシップ・コードの第三次改訂について

- 「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」（令和6年度）の議論を受け、令和7年6月に金融庁は日本版スチュワードシップ・コードの第三次改訂を行った。この改訂では、金融商品取引法等の改正によって大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化が図られたことを踏まえ、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性向上に向けた見直し等がなされた。

【協働エンゲージメントの促進（16頁）】

- 指針4-6の変更が行われた（変更箇所は青字）。※1

機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、~~必要に応じ~~他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）が有益な場合も重要な選択肢であり得る。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきである。

- 協働エンゲージメントは70社中30社が行っている。金融商品取引法の改正については、「「共同保有者」「重要提案行為」への該当性判断が明確化されました。これにより、協働エンゲージメントを実施する際の課題が大きく改善されたと考えています」と回答した社もあった。また、協働エンゲージメントについて、「気候変動問題に代表されるグローバルに早急な対策が求められる社会課題については、個々の投資家が独自に活動を行うことに加えて、協働して活動を行うことによってより大きな効果が期待される」といった回答や、「企業とのリレーションが強いコア投資家を通じた協働でのエンゲージメントにより、単独ではアクセスできない企業へのエンゲージメントが可能となること、単独のエンゲージメントよりも高い訴求力が得られること」などを目的として参加しているといった回答があった。

【実質株主の透明性向上に向けた見直し（17頁）】

- 指針4-2が追加された（追加箇所は青字）。※2

機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。

- 令和7年10月末時点では、過半数の社において、投資先の企業から保有状況の照会があった場合には対応している、又は方針を受け入れる方向で検討していると回答があった。照会があった場合の具体的な対応としては、対話を通じて保有状況を回答するといった社のほか、電話やメールで確認があった際にも照会に応じるといった社もあった。対話実績のない投資先企業からのお問合せがあった場合や、電話又はメールで連絡があった場合は真正性の確認を行うといった事例もあった。

※1 金融庁. "同上（再改訂前からの変更点）". 2025. <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250626/02.pdf> ※2 出典は※1と同様

サマリー

運用会社のスチュワードシップ活動状況等について

【今期スチュワードシップ関連活動事例（7頁～）】

- スチュワードシップ方針等関連では、スチュワードシップ・コード改訂に係る取組みが見られたほか、サステナビリティ関連の対応としてイニシアティブへ新たに加盟をした運用会社もあった。また、議決権行使基準関連では、サステナビリティ関連として脱炭素に着目し、それまでのエンゲージメントの状況を踏まえたうえで役員選任議案に反対するといった「エスカレーション」を実践するといった社、受益者への報告関連では、ポートフォリオCO2排出量の開示を開始したといった社もあった。

【スチュワードシップ方針等 関連状況（12頁～）】

- 国内株式を自社運用する70社のうち、68社（97.1%）とほぼ全ての運用会社がスチュワードシップ・コードの受入れを表明している。令和7年10月末時点で、70社のうち42社（60.0%）がPRIへの署名を表明している。PRI以外に加盟するイニシアティブを尋ねたところ、「TCFD」、「Climate Action 100+」などがあげられた。

【エンゲージメント 関連状況（15頁～）】

- エンゲージメント活動については、一部戦略上未実施とする社があるものの、70社のうち67社（95.7%）とほとんどの社において実施されている。

【議決権行使 関連状況（19頁～）】

- 70社のうち67社（95.7%）とほとんどの社において議決権行使判断基準が策定されている。また、67社のうち28社（45.9%）が令和7年中に、49社（80.3%）が直近3年以内に基準の更新を行っている。今期の議決権行使判断基準の更新としては、業績指標（ROE等）による反対基準や取締役会のダイバーシティ（女性取締役の不在）に対する反対基準の強化を行った事例や、剰余金処分関連議案の議決権行使判断基準に含まれる業績指標（ROE等）の水準の引き上げを行った事例、IR実施に関する反対基準の策定を行った事例があった。

【利益相反管理 関連状況（27頁～）】

- 70社全ての運用会社が利益相反管理方針を策定済みであり、うち65社（92.9%）が利益相反局面を特定化し、類型化して管理をしている。利益相反管理専門部署等は70社のうち63社（90.0%）が設置し、議決権行使助言会社の推奨適用については70社のうち32社（45.7%）が行っている。

【自己評価・開示 関連状況（30頁～）】

- スチュワードシップ活動に対する自己評価については、70社のうち64社（90.1%）が「実施」としている。自己評価については、1年ごとの頻度で行われる場合が多い。

スチュワードシップ活動上の課題について（32頁）

- 対話関連では、株主提案の増加や、アクティビストによる影響で企業サイドからのシェアホルダーリレーション（SR）ミーティング依頼が増加し、こうしたミーティングに対応するための体制整備や強化が必要といったことを挙げた社があった。
- また、投資先企業の情報把握での課題としては、投資先企業の情報把握のための財務、非財務情報のDX化を課題として挙げた社や、スチュワードシップの実力の装備については、ESGやガバナンス関連の分析力を高め、限られた人員で高品質なスチュワードシップ活動を維持する体制整備を課題として回答している社があった。

目次

●運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例	6
●スチュワードシップ方針等 関連状況	11
●エンゲージメント 関連状況	14
●議決権行使 関連状況	18
●利益相反管理 関連状況	26
●自己評価・開示 関連状況	29
●スチュワードシップ活動上の課題	31
●（参考資料）各社方針掲載先	33

運用会社の今期スチュワードシップ 関連活動事例

運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例①

- 原則1の関連では、スチュワードシップ・コード改訂に係る取組みが見られたほか、対話と議決権行使の一体的な運用力強化のための社内連携の強化、サステナビリティ関連の対応としてイニシアティブへ新たに加盟をした運用会社もあった。
- 原則2の関連では、利益相反管理プロセスの強化への取組み事例がみられた。

● 原則1(スチュワードシップ方針等)関連

<p>事例1 スチュワードシップ・コード改訂に係る取組み</p>	<p>「実質株主の透明性向上」に向け、「株式保有状況」の説明の方針を策定するとともに、具体的な取組みについて追記しました。</p>
<p>事例2 スチュワードシップ・コード改訂に係る取組み</p>	<p>スチュワードシップ・コードの第三次改訂に伴い、対応方針を改訂しました。</p>
<p>事例3 エンゲージメント強化の取組み</p>	<p>対話と議決権行使の一体的な運用力強化を目的に、当社では2025年度からサステナブル投資推進部においてセクター担当制を導入します。業種の特徴を十分に理解した上で、深度のある対話を実現したいと考えています。 また、これまで以上に各アセットクラスファンドマネジャーと距離が近づき、当社独自のセクター別情報（財務、非財務含む）等を構築、共有化していくことで、アクティブリターンの創出に向けても貢献度を高めていく所存です。 また、企業から信頼を得て「企業価値向上の実効性」を高めるべく、対話力の向上に向けた複数の施策にも取り組んでいます。好事例の定義そのものを改めて見つめ直し、言語化することで、再現性ある取組みに昇華させようとしていることはそのひとつです。</p>
<p>事例4 イニシアティブへの新たな加盟</p>	<p>その他イニシアティブを更新しました（GXリーグ、経団連生物多様性宣言イニシアチブ、Valuable 500、ESG Data Convergence Initiative（EDCI）を追加）。</p>

● 原則2(利益相反管理)関連

<p>事例5 利益相反管理プロセスの強化</p>	<p>・利益相反管理対象先（親会社および主要取引先）に対して議決権行使を行う場合、恣意性の排除を一層強化することを目的として、議決権行使における利益相反管理方針の変更を行いました。 ・親会社および主要取引先に対して議決権行使を行う場合には、利益相反を回避するため、議決権行使助言会社の助言に従い、株主議決権を行使します。</p>
------------------------------	--

(注) 上記の記述回答は各社より寄せられたものになりますが、スペース等の都合から、一部編集をしている場合がほか、太字は協会加筆である場合がございます（次ページ以降も同様）。

運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例②

- 原則3の関連では、投資先企業の状況をよりの確に把握できるための体制整備、より実効的なエンゲージメントを行うためにツールの改善や新たな指標の設定を行うといった取組みが見られた。
- 原則4の関連では、社内の様々なチームが連携してエンゲージメントを実施することによりエンゲージメントの強化を図った事例や、組織拡充により債券に対するスチュワードシップ活動の強化に取り組んだ事例が見られた。

● 原則3(投資先企業の状況把握) 関連

事例1 リサーチ・エンゲージメントグループの発足	2024年4月にリサーチ・エンゲージメントグループを発足しました。財務分析を担当するセクターアナリスト、ESG・非財務分野の分析を担当するESGアナリスト、議決権行使担当者、マクロ分析を担当するエコノミスト・ストラテジストを1つのグループとすることで、 財務・非財務・マクロとミクロの融合を通じ、投資先企業の企業価値向上に向けて、当該企業の状況をよりの確に把握できる体制としました。
事例2 エンゲージメントに係るツールの改善	エンゲージメントの追跡および報告ツールをさらに改善し、報告の粒度を高め、成果と進捗を監視する能力を向上させました。
事例3 マイルストーン管理の高度化	2024年度においても、当社では膨大な数の投資先企業との対話（エンゲージメント）を実施いたしましたが、当該企業の課題解決に向けた取組みや進捗を適切に把握するためにマイルストーン管理を行うことで、継続的且つ実効的な投資先企業に関する情報共有を図りました。また、対話を実施した投資先企業の取組み状況については、四半期毎に開催されるスチュワードシップ推進委員会に報告し、当社のエンゲージメント活動の実効性を確認しています。2024年度は、エンゲージメントのKPIの明確化を検討する中で、 スチュワードシップ活動の中長期ロードマップにおける中間マイルストーンと連動したKPIを設定し、次年度以降の状況把握の実効性強化に向けた取組みに努めました。

● 原則4(投資先企業との対話)関連

事例4 社内連携によるエンゲージメントの実施	特定のポートフォリオについて、 投資チームと連携して詳細なエンゲージメントを実施しました。 この連携により、スチュワードシップ責任推進部とファンダメンタル株式運用グループ、債券・通貨運用グループが協力し、様々な場面でエンゲージメントを強化しています。債券通貨運用グループは、例えば、2024年、公債の発行体としての、政府系機関、国際機関、地方自治体および政府当局らとの気候変動に関するエンゲージメントを推進しました。
事例5 債券に対するスチュワードシップの強化	引き続き債券に対するスチュワードシップ活動の強化に取り組み、2024年は債券スチュワードシップのスペシャリストを常勤で採用し、同年に企業や銀行を含むさまざまなタイプの発行体とエンゲージメントを実施しました。

運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例③

- 原則5の関連では、ダイバーシティ基準の引き上げや適用範囲の拡大といった事例が見られた。
- また、政策保有株式の水準に応じて取締役選任議案に反対する可能性があることを明記した取組みが見られたほか、政策保有株式基準の適用除外として期限を明確にしたものでなければならないといったことを明記した事例があった。
- そのほか、サステナビリティ関連として脱炭素に着目し、それまでのエンゲージメントの状況を踏まえたうえで役員選任議案に反対するといった「エスカレーション」を実践する運用会社も見られた。

● 原則5(議決権行使基準)関連

事例1 ダイバーシティ基準 の引き上げ	投資先企業を取り巻く環境の変化等を踏まえて、取締役の選任におけるダイバーシティ基準、について変更を行いました。 <ダイバーシティ基準> 取締役会において、多様性確保の観点から、女性が1名以上選任されていない場合、経営トップである取締役の選任に原則として反対する。
事例2 ダイバーシティ基準 の適用範囲拡大	日本株式議決権行使ガイドラインを改定し、2026年以降のジェンダー・ダイバーシティに関連する基準の適用範囲の拡大、社外取締役の取締役会等の出席率にかかわる基準の明確化等を反映いたしました。
事例3 政策保有株式基準の 明記	政策保有株式を過大に保有されている企業に対して、取締役選任議案に反対する可能性があることを明記しました
事例4 政策保有株式基準の 適用除外の変更	政策保有株式の保有に関する基準について、従来は「自己株式に対するその他有価証券（株式）の保有比率が20%以上で担当役員の選任に反対、同40%以上で代表取締役の選任に反対」としていたものを、「自己株式に対するその他有価証券（株式）の保有比率が20%以上で代表取締役の選任に反対」に変更しました。適用除外の対象として、技術提携目的の株式保有を含めたほか、削減目標による適用除外の条件として期限を明確にしたものであることを明記しました。
事例5 脱炭素に着目した 「エスカレーション」 の実践	特に脱炭素に向けた取り組みに着目し、それまでのエンゲージメントの進捗を踏まえたうえでの「エスカレーション」の一環として役員選任議案に反対し行動変容を求めることを実践しました。

運用会社の今期スチュワードシップ関連活動事例④

- 原則6の関連では、ESGに係る開示の充実化、また、ステークホルダーが議決権行使について理解を深められるように、Webサイトにおける開示の見直しやWebサイトのレイアウトの改善を行った運用会社もあった。
- 原則7の関連では、官民協働のイニシアティブへの参画、国際的なイニシアティブへの参画を通じて、ESGやサステナブルファイナンスに係る取り組みの強化に努める事例が見られた。また、外部セミナーへの参加を通じた部員の知見の向上を図った社や、分析の高度化のためにサステナブルインベストメント関連部署の増員をした社もあった。

● 原則6(受益者への報告)関連

事例1 ESG関連	ポートフォリオCO2排出量の開示を開始しました。
事例2 HPの改善	ステークホルダーに対し、当社の議決権行使について理解を深めていただくため、当社Webサイトにおける開示についても見直しを行い、個別議案の賛否理由の詳細化や株主還元等にかかる株主提案に対する考え方についての開示を行いました。また、投資先企業等ステークホルダーから当社Webサイトに掲載している議決権行使結果へのアクセス改善のためトップページにショートカットを設けました。

● 原則7(スチュワードシップ活動の実力の装備)関連

事例3 官公庁、国際 イニシアティブへの参画	「TCFDコンソーシアム」や「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」、「人的資本経営コンソーシアム」、「多様性を競争力につなげる企業経営研究会」など官民協働のイニシアティブに委員などとして積極的に参画しました。また、気候変動の「Climate Action100+」、自然資本・生物多様性の「Nature Action100」、社会・人権の「Advance」などのグローバルの協働エンゲージメントの参加のほか、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）をはじめとした国際イニシアティブについても、ワーキンググループの参加も含め積極的に意見表明を行いました。
事例4 外部セミナーへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月に高度ESG人材育成プランを策定、具体的な施策に落とし込み、人材の育成を図っています。 ・協働エンゲージメントや外部セミナー等に参加することで外部の知見等を吸収・活用しながら部員の知見の獲得を実施しています。
事例5 サステナ投資 関連部署の増員	2025年1月にサステナブルインベストメント関連部署を1名増員し、8名となった。新規加入メンバーは、ITやデータ処理等で高いスキルを有する人材で、スチュワードシップに関連する各種データ分析や処理などの業務を集約していくことで、分析の高度化（例：エンゲージメントの効果検証）や部全体の生産性向上を図っている。

スチュワードシップ方針等 関連状況

スチュワードシップ・コード受入状況・体制整備状況

- 国内株式を自社運用する70社のうち、68社（97.1%）とほぼ全ての運用会社がスチュワードシップ・コードの受入れを表明している（未受入の2社も受入予定の方向）。
- スチュワードシップ活動会議体については53社（75.7%）が、スチュワードシップ活動推進専任部署については43社（61.4%）が「設置済み」と回答している。
- 未設置の社に関しては比較的小規模な運用会社が多く、運用担当部署が兼任しているケースもある。

●（参考）日本版スチュワードシップ・コード

原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
原則2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
原則3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
原則4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
原則5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
原則6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
原則7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
原則8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

(2025年6月26日)

● 日本版スチュワードシップ・コードを受け入れていますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
受入済み	68社 (97.1%)	(95.7%)
未受入	2社 (2.9%)	(4.3%)
(受入予定)	2社	

● スチュワードシップ活動統括会議体を設置していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
設置済み	53社 (75.7%)	(74.3%)
未設置	17社 (24.3%)	(25.7%)

● スチュワードシップ活動推進専任部署を設置していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
設置済み	43社 (61.4%)	(62.9%)
未設置	27社 (38.6%)	(37.1%)

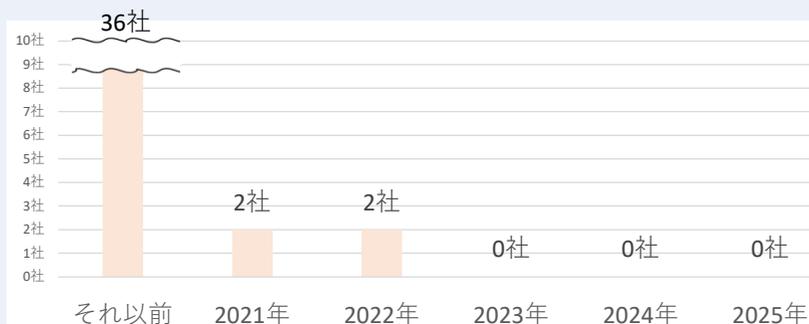
(参考) PRIへの署名状況・その他イニシアティブへの署名状況

- 令和7年10月末時点で、70社のうち42社(60.0%)がPRIへの署名を表明している。なお、本年に新たにPRIへの署名を表明した社はみられていない。
- PRI以外に加盟するイニシアティブを尋ねたところ、「TCFD」、「Climate Action 100+」、「30% Club」、「NZAMI」などがあげられた。

● PRIに署名していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
署名済み	42社 (60.0%)	(60.9%)
未署名	28社 (40.0%)	(39.1%)
(規模や社内リソースに適さない)※	15社	
(グループ(親会社)で署名済み)※	3社	
(戦略やビジネスモデルに適さない)※	6社	
その他	4社	
未回答	2社	
(署名予定・手続き中)※	0社	

● PRIへの署名時期



※複数選択可能項目のため合計は一致しない。

● その他加盟する社の多い主要なイニシアティブ

○全般

- ・ UNGC (国連グローバル・コンパクト)
- ・ 21世紀金融行動原則

○環境・気候変動関連

- ・ AIGCC(Asia Investor Group on Climate Change)
- ・ CDP(Carbon Disclosure Project)
- ・ Climate Action 100+
- ・ FAIRR(Farm Animal Investment Risk & Return)
- ・ IIGCC(The Institutional Investors Group on Climate Change)
- ・ Net Zero Asset Managers initiative
- ・ TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
- ・ TCFDコンソーシアム
- ・ TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)

○社会課題関連

- ・ 30% Club(Japan)

○ガバナンス

- ・ ACGA(Asian Corporate Governance Association)
- ・ CII(Council of Institutional Investors)
- ・ ICGN(International Corporate Governance Network)
- ・ JSI(Japan Stewardship Initiative)

など

エンゲージメント 関連状況

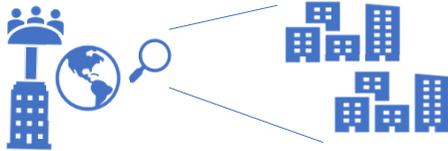
エンゲージメント実施状況

- エンゲージメント活動については、一部戦略上未実施とする社があるものの、70社のうち67社（95.7%）とほとんどの社において実施されている。
- 運用会社対話先企業を選定する際の視点は、各社の方針や運用上の戦略により様々であるものの、基本的には対話によって企業価値の向上が見込めるかどうかといった点を軸に「ESGへの取組みの余地があるか」「経営方針や企業統治、資本政策が適切か」「株式保有割合等を踏まえた上で対話の実効性があるか」の3つに大別される。
- 加えて、「議決権行使で反対票を投じた企業から選定する」とする社もあった。

● エンゲージメントプロセス

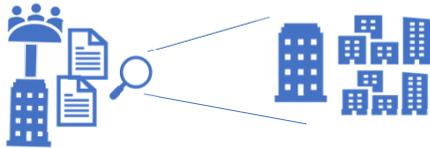
①対話先企業の選定

<視点①：ESGへの取組状況の余地で選定>



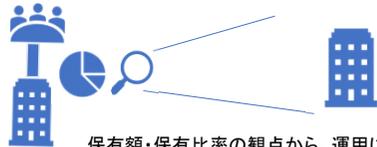
自社の重視するESG課題を特定し、特定した項目について課題がある企業を対象として選定

<視点②：経営戦略や企業投資、資本政策の妥当性で選定>



業績低下が著しい企業や、不祥事企業などを対象として選定

<視点③：株式保有割合等を踏まえた上で対話の実効性で選定>



保有額・保有比率の観点から、運用における重要度が高い企業を対象として選定

上記視点を組み合わせて選定した企業より、対話による企業価値向上の可能性が認められる企業へ対話を実施

● エンゲージメントを実施していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	70社	(100%)	(100%)
実施している	67社	(95.7%)	(94.2%)
未実施	3社	(4.3%)	(5.8%)

● 未実施理由をご記載ください。

・国内株式の運用においては、現状パッシブ/セミパッシブ運用かつ少人数で行っており、投資先企業との対話はなし。

● ESGへの取組状況の余地で選定

事例1	対象企業として、「エンゲージメント重点企業」を選定。パッシブ運用におけるエンゲージメントでは、市場の底上げを目的としてTOPIX500の構成企業を中心に、ESGへの取組みの促進・強化によって中長期的な企業価値向上が見込める企業群に加え、当社が注目している環境・社会課題に対して影響度が高い企業を、アクティブ運用においては、超過収益獲得の観点からセクターアナリストの投資ユニバースの中で、企業が抱える課題とそれを解決した際に見込まれる企業価値への影響から個別に選定し対話。
事例2	対象先の選定:以下の点を考慮 - 重要なESGリスクと機会と、それらを管理する企業の手法 - 重要なESG関連の不祥事への関与と対応 - 企業のサステナビリティへの取り組み - 投資先の戦略的な取り組み

● 経営戦略や企業投資、資本政策の妥当性で選定

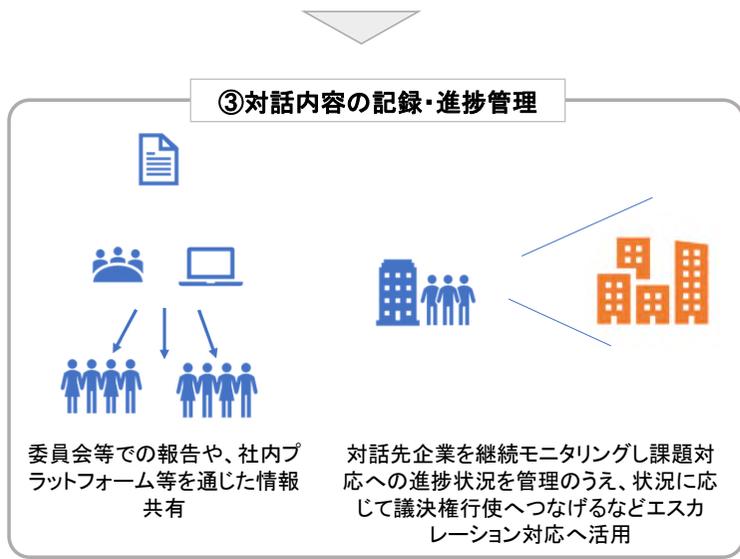
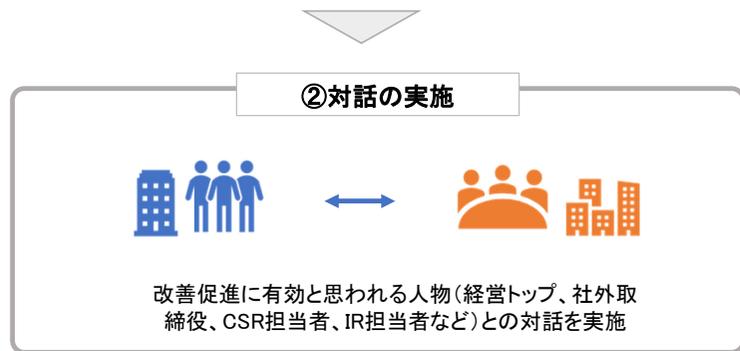
事例3	当社は、投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的としたエンゲージメント(目的を持った対話)を行っている。エンゲージメント対象企業は、トップダウンとボトムアップの両面から検討し、選定を行う。トップダウンでは、当社の設定する重点ESGテーマを活用するほか、ボトムアップでは、保有状況や議決権行使結果に加え、経営戦略や資本効率、株主還元、不祥事といった個々の企業の課題を考慮している。
-----	--

● 株式保有割合等を踏まえた上で対話の実効性で選定

事例4	保有比率、主要な投資テーマに含まれている企業を選定(半導体、REITなど)。
事例5	原則として全ての投資先企業に対してエンゲージメントを行う方針としているほか、投資候補企業に対しても、一部エンゲージメントを行う場合があります。エンゲージメント対象の選定優先順位としては、保有ウェイトが大きい企業や、経営状況や市場評価等に鑑みて、変革の必要性、蓋然性および変化による株主価値向上の期待度の大きな企業を優先します。

エンゲージメント実施体制・外部サービス及び協働エンゲージメント活用状況

- エンゲージメントについては、過半数以上が複数部署で実施しており、また、単独・複数に関わらず運用担当部署を中心に実施される場合が多い。
- エンゲージメントプロセスの中で、外部エンゲージメントサービスを活用している社は限定的であった。
- 協働エンゲージメントについては、過半数以上が「行わない」とするものの、引き続き「検討中・検討予定」とする回答が多い。
- 「必要性・有効性が認められないため」との回答も一定数存在する。



● エンゲージメント実施部署をご回答ください。（複数回答）



● 外部エンゲージメントサービスを利用していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
利用	7社 (10.0%)	(10.0%)
未利用	63社 (90.0%)	(90.0%)

● 協働エンゲージメント活動を行っていますか。

※未実施理由は複数選択可能項目のため合計は一致しない。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
行っている	30社 (42.9%)	(42.9%)
行わない	40社 (57.1%)	(57.1%)
（必要性・有効性が認められないため）※	7社	
（他社との協働にリスクや問題点が存在するため）※	3社	
（他社との意見調整が困難なため）※	4社	
（有効なプラットフォームや社内体制が存在しないため）※	3社	
（コストに見合った有効性を期待できないため）※	4社	
（検討中・検討予定）※	20社	

- 意見1** 令和6年金商法改正（公開買付制度、大量保有報告制度）により、「共同保有者」「重要提案行為」への該当性判断が明確化されました。これにより、協働エンゲージメントを実施する際の課題が大きく改善されたと考えています。
- 意見2** 気候変動問題に代表されるグローバルに早急な対策が求められる社会課題については、個々の投資家が独自に活動を行うことに加えて、協働して活動を行うことによってより大きな効果が期待されると考えております。そのため、ESG投資を推進する当社の視点から見て意義深いと考えることが出来る協働エンゲージメントについては参加する方向で検討します。
- 意見3** 企業とのリレーションが強いコア投資家を通じた協働でのエンゲージメントにより、単独ではアクセスできない企業へのエンゲージメントが可能となること、単独のエンゲージメントよりも高い訴求力が得られること、本取組を通じて他投資家のエンゲージメント手法や問題意識、注目するポイントを確認していくことなどを目的に参加しております。

株式の保有状況の説明について投資先企業からの求めがあった場合の対応方針の検討状況

- スチュワードシップ・コードの第三次改訂により指針4-2として下記が追加された。
機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。
金融庁（2025）『「責任ある機関投資家」の諸原則 <日本版スチュワードシップ・コード> ~投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~』※
- 令和7年10月末時点では、過半数の社において、投資先の企業から保有状況の照会があった場合には対応している、又は方針を受け入れる方向で検討していると回答があった。
- 対話を通じて保有状況を回答するといった社のほか、電話やメールで確認があった際にも照会に応じるといった社もあった。対話実績のない投資先企業からのお問合せがあった場合や、電話又はメールで連絡があった場合は真正性の確認を行うといった事例もあった。

● 保有状況についての説明をする、又は方針の受入れを検討している事例

事例1	投資先企業との間の建設的な対話の促進に資することを前提として、投資先企業から求められた場合に株式保有状況を当該企業に対して説明することを促す、今回の改定の趣旨には賛同したいと考えています。具体的な対応方針の策定については、照会者の真正性の確認、保有残高の種類・基準時点・更新頻度の決定等の課題や、対応のための自社リソースの問題、業界団体における検討状況などを総合的に勘案した上で検討します。
事例2	原則として、企業とのエンゲージメントは非公開で直接行います。これが、企業や発行体が重要なESGリスク・機会をどのように管理しているかを理解する上で、より効果的かつ建設的なアプローチであると考えています。投資先企業との定期的な対話の一環として保有状況をご説明することが、建設的なエンゲージメントに寄与するものと考えています。
事例3	現在、社内で方針の整備に向け準備を行っております。すでに実務ではおおよその保有状況を対象企業に対し開示した上でエンゲージメントを行っているケースがほとんどであり、対応の大きな変更には繋がらないものと考えております。

● その他

事例4	対話するにあたり、企業側が当社の保有状況を事前に把握しているケースも多く、投資先企業から保有状況の開示を求められたことは、これまでのところありません。そのため、現時点では明確な対応方針は定めていません。
事例5	当社の日本株式公募投信においては、月次レポートにおいて毎月すべての投資先企業とそのウェイトを開示しており、現状では当社が議決権の指図権を有する直投プロダクトは、当該公募投信のみとなっています。当該月次レポートをご参照いただければ、当社が保有している銘柄・数量を把握していただけることから、実質株主の透明性は確保されているものと認識しています。万が一個別にお問い合わせがあった場合においても、受益者間の公平性の観点から、開示しているレポートをご案内することを想定しております。

議決権行使 関連状況

議決権行使判断基準策定状況

- 議決権行使判断基準については、70社のうち67社（95.7%）とほとんどの社において策定されており、そのうち61社（87.1%）が自社HP等にて公表している。
- 67社のうち28社（45.9%）が2025年中に、49社（80.3%）が直近3年以内に基準の更新を行っている。

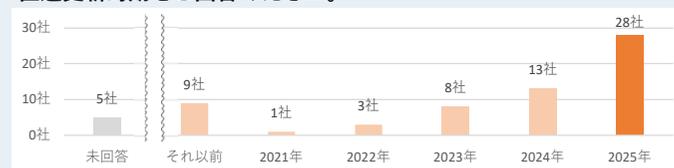
● 議決権行使プロセス



- 議決権行使判断基準を策定していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
策定済み	67社 (95.7%)	(97.1%)
未策定	3社 (4.3%)	(2.9%)

- 直近更新時期をご回答ください。



- 策定した判断基準を公表していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
公表済み	61社 (87.1%)	(87.1%)
未公表	9社 (12.9%)	(12.9%)

- 判断基準の未公表理由をご記載ください。

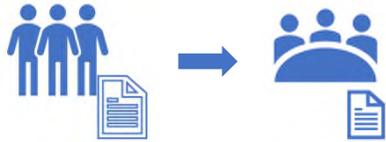
・当該企業の経営方針及び環境・社会・コーポレートガバナンス等の要素に関する詳細な調査と十分な理解に基づいたボトムアップ運用を行っており、画一的な基準でなく当該企業の状況に即した判断を行っています。

・投資先企業との対話を通じた議決権行使を重視しており、詳細な基準の公表はかえって誤解を招きやすいので、定性的な基準のみ公表している。

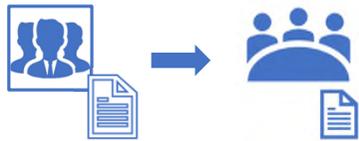
議決権行使委員会設置状況・議決権行使助言機関利用状況

- 議決権行使に係る委員会については、70社のうち45社（64.3%）が設置済みであり、議決権行使判断基準の策定・改訂や判断の難しい議案の審議を委員会で行っている。
- 議決権行使助言機関については、70社のうち43社（61.4%）が利用している。なお、各社それぞれで柔軟に活用する様子が見られるが、効率的な議決権行使の観点から助言等を用いる場合には運用会社内において妥当性についてチェックが行われ、一方、利益相反局面で用いる場合にはその回避の観点から助言等をそのまま活用する様子が見られる。

② 議決権行使案作成



自社の行使基準に基づき担当部署で行使案を作成・改訂後、専門の会議体等で最終承認



自社の行使基準に基づき助言会社が行使案を作成後、専門の会議体等で最終承認

● 議決権行使に係る委員会等を設置していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	70社	(100%)	(100%)
設置済み	45社	(64.3%)	(68.6%)
未設置	25社	(35.7%)	(31.4%)

● 委員会の主な役割をご記載ください。

- 議決権行使基準の策定、定性判断を要する議案判断、責任投資に関する基本的な方針の策定・運用担当者への指図行使の権限付与、承認
- 判断基準（ガイドライン）に沿って判断することが難しい議案について審議し、行使指図内容を決定する。
- 投資政策委員会において、日本株ファンド運用担当者が作成した議決権行使案を検討し、問題なければ承認する。

● 議決権行使助言機関を利用していますか。

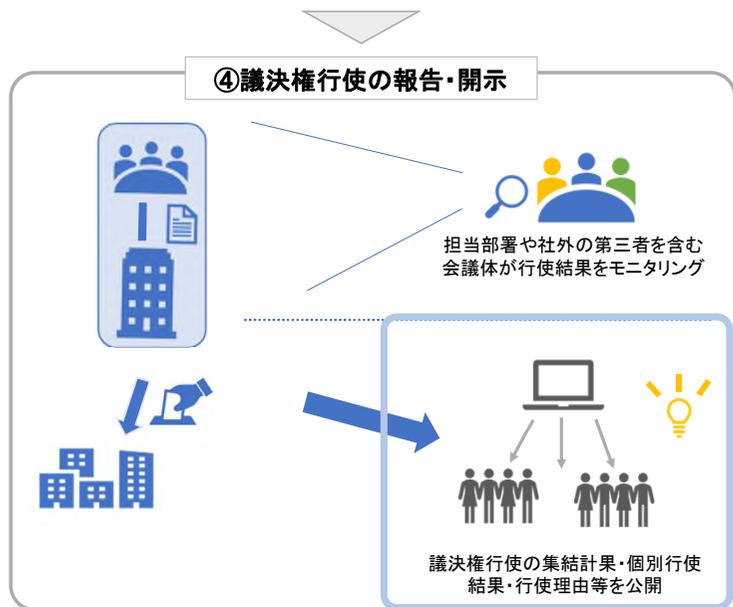
	回答数		(昨年調査)
全体	70社	(100%)	(100%)
利用している	43社	(61.4%)	(58.6%)
未利用	27社	(38.6%)	(41.4%)

● 議決権行使助言機関の活用方法・助言策定プロセスの確認方法をご記載ください。

	事例1 (事務の効率化)	事例2 (利益相反局面)
活用方法	当社は議決権行使助言会社から、当社のガイドラインに基づく行使案の助言、議案に関するリサーチ、及び日本株式の議決権行使事務代行のサービスの提供を受けています。当社は、議決権行使助言会社が提供するサービスが、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するかの観点も踏まえ、サービスの適切性について毎年、レビューを行っています。	利益相反が生じ得る特定の企業についても「議決権の行使に関する方針」に基づいて議決権を行使しますが、当該方針において個別判断となる議案について、外部の専門機関の助言を適用して議決権を行使することで、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。

不統一行使状況・議決権行使報告状況

- 不統一行使の可能性については、70社のうち24社（34.3%）が「可能性あり」としている。
- 議決権行使の開示方法については、70社のうち55社（78.6%）が個別行使結果まで公表、さらにそのうち47社（85.5%※）が議案毎の行使理由を公表している。



- 不統一行使を行う可能性はありますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	70社	(100%)	(100%)
可能性あり	24社	(34.3%)	(34.3%)
可能性なし	46社	(65.7%)	(65.7%)

- 不統一行使を行う背景をご記載ください。

- 投資家固有の基準や方針の適用が求められるマネジメントにおいて、当社基準と行使判断が不一致となることがあります。
- 運用戦略ごとに判断をしているため、不統一行使が発生する場合があります。

- 企業・議案ごとの個別行使結果を公表していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	70社	(100%)	(100%)
公表済み	55社	(78.6%)	(78.6%)
(月次)	4社		
(四半期)	33社		
(半期)	4社		
(年次)	14社		
未公表	15社	(21.4%)	(21.4%)

- 議案ごとの議決権行使理由を公表していますか。

	回答数		(昨年調査)
全体	55社	(100%)※	(100%)※
公表済み	47社	(85.5%)※	(89.1%)※
未公表	8社	(14.5%)※	(10.9%)※

※割合は個別行使結果公表「あり」の社数に対する割合を示している。

- 個別行使結果及び行使理由の未公表理由をご記載ください。

- 個別の投資先企業に対する行使結果を公表することは、当社の運用における保有銘柄状況を開示することとなり、顧客の最善の利益を損なう恐れがあると考えているためです。
- 日本株ファンドの規模が小さく人的制約があり、議決権行使理由の個別開示を掲載する作業負担に見合わないため。

今期の議決権行使判断基準更新事例①

・業績指標（ROE等）による反対基準の強化

ESG課題への対応も含め、「一定期間に経営改善が見られない場合は代表取締役の選任案に反対」という流れが強化されている。

・取締役会の独立性・社外取締役比率に関する反対基準

取締役会の独立性をより厳しく求めるよう方針を改訂した社もあった。具体的には、「3分の1以上の独立社外取締役を求める基準」や「支配株主（親会社を含む）が存在する場合、過半数以上の独立社外取締役を求める基準」の適用対象を全上場企業に拡大した事例もあった。

・取締役会のダイバーシティ（女性取締役の不在）に対する反対基準

女性取締役を最低1名以上求める基準が、TOPIX500、または全上場企業へと段階的に拡大する事例が見られた。

・株主還元基準の厳格化

剰余金処分関連議案の議決権行使判断基準に含まれる業績指標（ROE等）の水準の引き上げを行う会社が複数見られた。

● 議決権行使判断基準の更新を行っている場合ご記載ください。

● 取締役・監査役選解任関連議案の行使判断基準の更新例

事例1 業績指標等	2期連続でPBR1倍未満かつ「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に係る開示がない企業の代表取締役候補者に反対する基準を新たに設定。
事例2 社外取締役	社外役員の取締役会あるいは監査役会等への出席率について問題視する水準を従来は75%未満としていましたが、役員の責務としてこれらの会議には極力出席することが望ましいことから現状の水準は低すぎると考え、85%未満に引き上げることとしました。
事例3 ダイバーシ ティ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役の選任 以下の基準の適用対象を全上場企業に拡大 -3分の1以上の独立社外取締役を求める基準 -支配株主（親会社を含む）が存在する場合、過半数以上の独立社外取締役を求める基準 -1名以上の女性取締役を求める基準
事例4 ダイバーシ ティ	<ul style="list-style-type: none"> ○取締役選任に関する事項の見直し（ジェンダー・ダイバーシティ） →対象を取締役に限定、また基準値も1名から10%に厳格化。 ・プライム市場上場企業で、取締役会全体に占める女性取締役の比率が10%に達していない場合、代表取締役の選任に反対します。

● 剰余金処分関連議案の行使判断基準の更新例

事例5 剰余金処分	<ul style="list-style-type: none"> ・株主還元基準に含むROE水準の要件引上げ ①従来は、「総還元性向30%未満、かつ、過去3期連続でROE8%未満の場合、剰余金処分（および再任取締役）議案に反対」としていたが、「総還元性向30%未満の場合は反対（ただし、過去3期のうち1期でもROE10%を超えている場合を除く）」に改定。
--------------	---

今期の議決権行使判断基準更新事例②

- その他の更新事例としては以下のような事例が見られた。

- ①政策保有株式に関する基準の変更
- ②IR実施に関する基準の策定、対話や開示に係る改訂
- ③社外取締役に対する株式報酬等の見直し

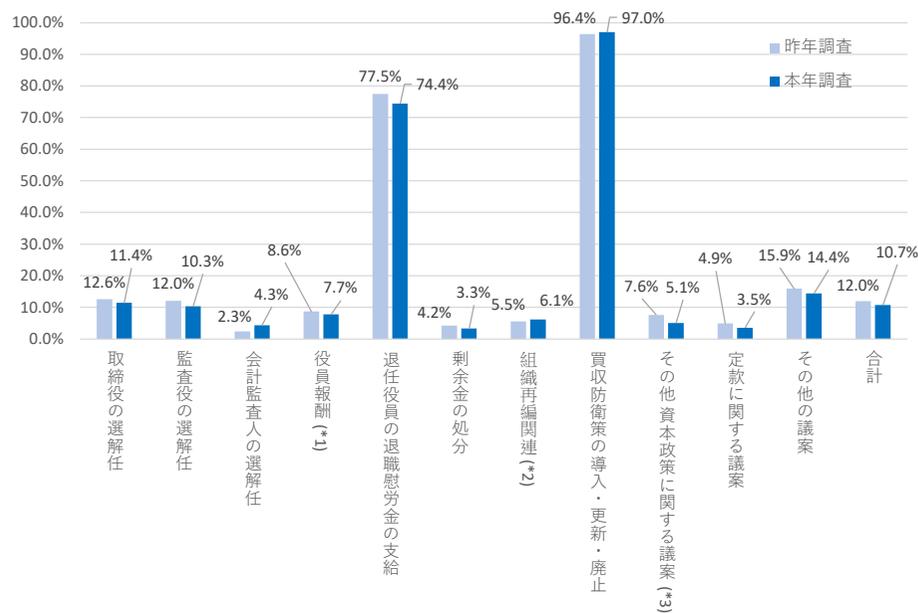
- 議決権行使判断基準の更新を行っている場合ご記載ください。

事例1 政策保有株式に関する基準の統一	政策保有株を純資産の20%以上（銀行業、保険業は50%以上）保有し、かつ明確な縮減計画が示されていない場合、代表取締役（代表権のない社長を含む）の再任に反対する基準を、全業種一律20%以上に統一しました。銀行業および保険業の多くの企業において政策保有株の縮減計画が策定されたため、そのビジネス特性を考慮した業種固有の判断基準は不要と判断しました。
事例2 IR実施に関する基準の策定	決算説明会を含むIR活動の未実行については業績基準と併用する形で考慮していましたが、上場企業として株主・投資家への説明責任を果たすことの重要性に鑑みて、決算説明会を実施していない企業の代表の再任に反対する基準を新設しました。
事例3 対話や情報開示に係る改訂	数値基準は設けないものの、対話や情報開示における実質的な企業の対応を強く求め、それらが行われない場合は、経営トップである取締役候補者に反対を検討する。
事例4 社外取締役に対する株式報酬の見直し（例外的に賛成）	社外取締役を付与対象に含む株式報酬について、一定の条件を満たしたものに例外的に賛成する規定を導入しました。一定の条件とは、①付与する株数が一定であり、短期業績等に連動しないこと、②売却可能期間が取締役退任時以降であることが明示的であること、③監査等委員会設置会社における監査等委員である社外取締役を対象に含めないことのすべてを満たす場合が該当します。
事例5 社外取締役に対する株式報酬の見直し（個別の事情より判断）	社外取締役や監査役（監査等委員である取締役を含む）に対するストックオプションの付与に関して、原則反対としていたものを、個社の事情を鑑みて判断することに変更

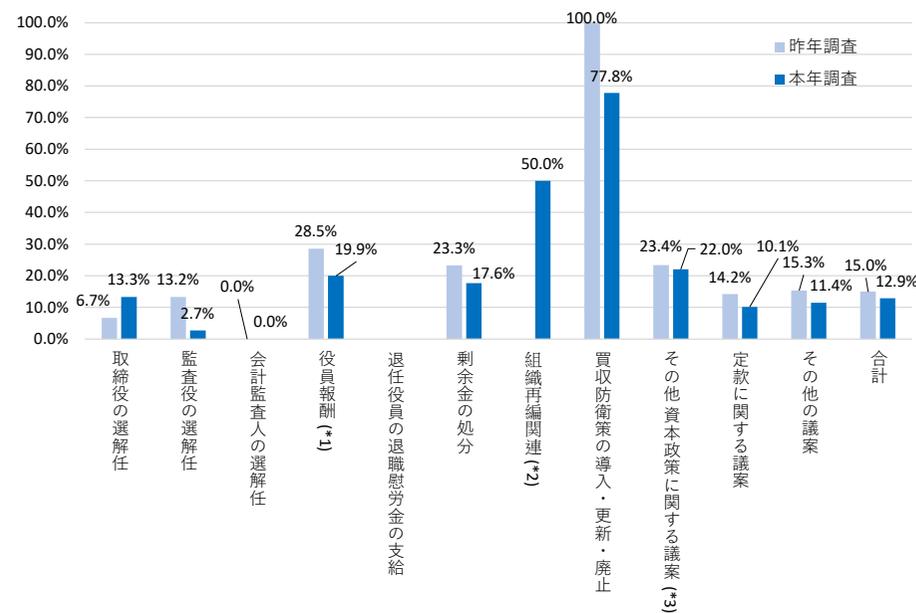
(参考) 本年度株主総会における議決権行使の状況

- 令和6年7月1日から令和7年6月30日に開催された本年度株主総会において、国内株式を自社運用する運用会社により行使された会社提案議案の件数は442,069件。そのうち、反対及び棄権（以下、反対等）の行使件数は47,469件(10.7%)。反対等の比率が高い議案は、「買収防衛策の導入等」及び「退職慰労金の支給」である。
- 本年度株主総会において、国内株式を自社運用する運用会社により行使された株主提案議案の件数は10,022件。そのうち、賛成の行使件数は1,290件(12.9%)。

会社提案議案に対する反対等行使比率の推移



株主提案議案に対する賛成行使比率の推移



- (*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
 (*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
 (*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(参考) 本年度株主総会における議決権行使の状況

● 会社提案議案

議案名称		賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	反対棄権計(E) (B)+(C)	議案数合計(F) (A)+(D)+(E)	反対等比率 (E)/(F)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	312,626	40,052	178	6	40,230	352,862	11.4%
	監査役の選解任	26,055	2,967	19	0	2,986	29,041	10.3%
	会計監査人の選解任	993	44	1	0	45	1,038	4.3%
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	15,978	1,328	11	0	1,339	17,317	7.7%
	退任役員の退職慰労金の支給	278	808	2	0	810	1,088	74.4%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	26,854	907	13	0	920	27,774	3.3%
	組織再編関連(*2)	554	36	0	0	36	590	6.1%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	20	641	1	0	642	662	97.0%
	その他 資本政策に関する議案(*3)	1,465	78	0	1	78	1,544	5.1%
定款に関する議案		9,556	343	4	0	347	9,903	3.5%
その他の議案		214	36	0	0	36	250	14.4%
合計		394,593	47,240	229	7	47,469	442,069	10.7%

● 株主提案議案

議案名称		賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	議案数合計(E) (A)+(B)+(C)+(D)	賛成行使比率 (A)/(E)
会社機関に関する議案	取締役の選解任	255	1,663	3	0	1,921	13.3%
	監査役の選解任	1	36	0	0	37	2.7%
	会計監査人の選解任	0	5	0	0	5	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	145	582	0	0	727	19.9%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	123	576	0	0	699	17.6%
	組織再編関連(*2)	1	1	0	0	2	50.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	7	2	0	0	9	77.8%
	その他 資本政策に関する議案 (*3)	136	481	0	0	617	22.0%
定款に関する議案		535	4,741	3	0	5,279	10.1%
その他の議案		75	579	2	0	656	11.4%
合計		1,290	8,724	8	0	10,022	12.9%

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

利益相反管理 関連状況

利益相反防止方針策定状況・類型特定状況・体制整備状況（専門部署設置状況）

- 運用会社における利益相反管理の方策・方法については、「方針や規定遵守の徹底」、「独立した議決権行使プロセスの確保」、「専門部署等によるモニタリング」、「第三者によるモニタリング」、「助言会社の利用」が代表的である。
- 利益相反管理方針については、70社全ての運用会社が策定済みである。またそのうち65社（92.9%）が利益相反局面を特定のうえ、類型化して管理をしている。
- 利益相反管理専門部署等については、70社のうち63社（90.0%）が「設置済み」との回答であった。

● 利益相反管理のための方策

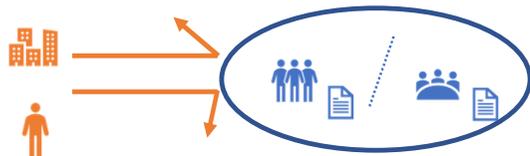
<方策①：方針や規定遵守の徹底>



利益相反管理方針に関する社内規定や、議決権行使に関する方針やガイドライン等について定期的な研修などを通じて徹底化を図る

● 利益相反管理方法

<方法①：独立した議決権行使プロセスの確保>



議決権行使案の基となる議決権行使ガイドラインの作成・改訂または行使案自体の作成を、利益相反の懸念がある社または部署（営業部門、販売部門等）から独立して行う

<方法②：専門部署等によるモニタリング>



専門の担当部署または専門の会議体が事前または事後的にモニタリングを行う

● 利益相反防止に関する方針を策定していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
策定済み	70社 (100%)	(100%)
(独立して策定)	40社	
(SC対応方針内で策定)	11社	
(顧客との運営原則内で策定)	2社	
(その他(社内規定等))	17社	
未公表	0社 (0%)	(0%)

● 利益相反が生じる局面（類型）の特定を行っていますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
行っている	65社 (92.9%)	(94.3%)
行っていない	5社 (7.1%)	(5.7%)

● 類型特定の未実施理由をご記載ください。

事例1

自己資金での設定はおこなわない方針であり、販売経路は直接販売を主としていることから、販売機能と顧客・受益者との利益相反は生じにくい。また、販売会社とは特別の関係を持つことなく、販売会社と顧客・受益者との利益相反も生じないため。

● 利益相反管理を専門とする部署を設置していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
設置済み	63社 (90.0%)	(91.3%)
未設置	7社 (10.0%)	(8.7%)

体制整備状況（第三者委員会設置状況）・助言会社推奨適用状況・その他取組み

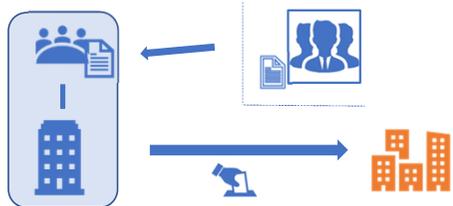
- 利益相反管理のための第三者委員会等については、70社のうち20社（28.6%）が「設置済み」との回答であった。
- 議決権行使助言会社の推奨適用については、70社のうち32社（45.7%）が「行っている」との回答であった。
- 以上のような代表的な利益相反管理方法以外にも、戦略などに応じ、「利益相反の恐れのある企業への投資自体の禁止」や「議決権の棄権」などを行う社もみられる。

<方法③：第三者によるモニタリング>



社外取締役等の社外の第三者が委員を務めるステュワードシップ活動専門の会議体等で、行使案・行使結果について報告・モニタリングを行う

<方法④：助言会社の利用>



利益相反の懸念のある投資先への議決権行使について、助言会社が作成した議決権行使案に従って行使する

● 利益相反管理のための第三者委員会等を設置していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
設置済み	20社 (28.6%)	(28.6%)
未設置	50社 (71.4%)	(71.4%)
(代わる組織や仕組みがあるため)※	23社	
(戦略やビジネスモデルに適さないため)※	8社	
(規模や社内リソースに適さないため)※	17社	
(設置予定・手続き中)※	0社	

※複数選択可能項目のため合計は一致しない。

● 委員会の主な機能や役割をご記載ください。

事例1	ステュワードシップ&議決権政策監督委員会は、ステュワードシップ活動がその目的に沿って受託者責任の忠実な履行に向けて適正に実施されていることを監視・監督し、中立かつ公平な立場から必要な助言を行う。
------------	---

● 関係会社に対する議決権行使などについて議決権行使助言会社の推奨を適用していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
行っている	32社 (45.7%)	(42.9%)
行っていない	38社 (54.3%)	(57.1%)

※その他の助言会社活用例は17頁へ記載。

● その他、利益相反管理のためにしている取組みがある場合ご記載ください。

事例2	ステュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使に係る利益相反については、議決権を行使する役職員と、それ以外の当社内外の者との間で、議決権行使に関する情報を遮断し、その旨を規定しております。情報遮断の実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署による議決権行使結果のモニタリング体制を構築し、牽制機能を整えています。また、議決権を行使する役職員について、親会社等との間で、適切な人事異動制限を設けております。
事例3	想定される利益相反について、追加すべき類型がないか、また、実際に利益相反になるようなケースがなかったかについて、四半期毎に確認体制を整備しています。

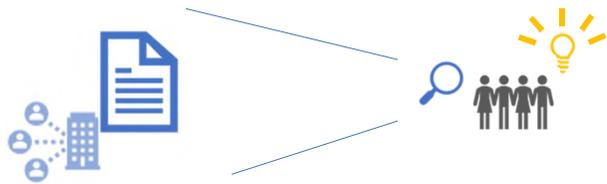
自己評価・開示関連状況

自己評価実施状況・開示上の工夫

- スチュワードシップ活動に対する自己評価については、70社のうち64社（90.1%）が「実施」としている。
- 自己評価については、1年ごとの頻度で行われる場合が多く、これらの評価をエンゲージメントや議決権行使の状況と共に取りまとめたうえで、「スチュワードシップレポート」や、さらにサステナビリティ関連の取組みを加え「サステナビリティレポート」などとして、自社HP上などにて公開する事例もある。

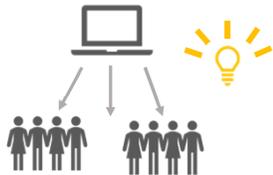
● 開示のための工夫

<方法①：各種レポートの公表>



スチュワードシップ活動全般について、自己評価レポートやスチュワードシップレポートなどを公表する

<方法②：自社HP上での公開>



自社HPにて、各種方針や取組み、自己評価・レポートなど、スチュワードシップに係る取組状況を公開

【自己評価実施状況】

- 自社のスチュワードシップ活動に対する自己評価を実施していますか。

	回答数	(昨年調査)
全体	70社 (100%)	(100%)
実施	64社 (91.4%)	(90.0%)
(1年ごと)	56社	
(半年ごと)	4社	
(特定条件該当時)	1社	
(その他)	3社	
未公表	6社 (8.6%)	(10.0%)

- 自己評価の主な実施組織をご記載ください。

- ・スチュワードシップ委員会
- ・運用部
- ・スチュワードシップ推進部
- ・コンプライアンス部
- ・取締役会

- 自己評価の未公表理由をご記載ください。

- ・規模や社内リソースに適さないため
- ・検討中

【開示上の工夫】

事例1	当社の行動指針に「持続可能な社会に貢献する」ことを掲げており、社会の持続的成長に資するべく、組織的に取り組んでいきます。なお、当社は、本コードの実施状況を定期的に自己評価し、その評価内容を「サステナビリティレポート」において公表しています。
事例2	議決権行使結果は「責任投資委員会」において定期的にモニタリングを行うとともに、議決権行使結果を投資先企業等毎、議案毎に賛否を個別開示することでさらなる透明性確保に努めます。

スチュワードシップ活動上の課題

スチュワードシップ活動上の課題

- スチュワードシップ責任を果たすうえで課題に感じていることがあればご記載ください。
- 対話関連

事例1 体制整備	対話・エンゲージメントの社数/件数が増加傾向です。株主提案の増加や、アクティビストによる影響で企業サイドからのシェアホルダーリレーション（SR）ミーティング依頼が増加しているほか、低PBR解消に向けた企業のアクションを説明するミーティング依頼も増加しています。これらのミーティング依頼に対応すべく、体制整備、強化が必要です。
-------------	--

● 投資先企業の情報把握での課題

事例2 コンタクト先	債券投資家の企業とのコンタクトの中心は財務部。債券投資家は議決権を保有していない為、ESGのステークホルダーとして認識されていないケースが散見される。ESGの分析には総務・人事、環境部、経営企画、CSR/ESG、ビジネス部門等様々な部署とのコミュニケーションが必要だが、そういう部署にリーチ出来ないことが多い。
事例3 非財務情報に関する データ整備	本件もトライアンドエラーをしているところですが、非財務情報の把握の難しさや、IR資料などの表面的な情報からの脱却と考えています。
事例4 非財務情報に関する データ整備	的確に投資先企業の状況を把握するための、財務、非財務にかかる企業情報のDX化（AIなどの先端技術活用、ESGデータ分析手法の高度化等）

● スチュワードシップ活動の実力の装備の課題

事例4 専門人材の 育成等	経験値の蓄積を通じた人材育成と、そのような人材を社内に定着させることが、運用機関としての実力の装備につながるものと考えている。ただし、そのためには長期的な取り組みが必要であること。
事例5 体制整備	スチュワードシップ責任の範囲が拡大する一方で、社内リソースには制約があるため、担当者の専門性強化と業務の効率化が不可欠である。特にESGやガバナンス関連の分析力を高め、限られた人員で高品質なスチュワードシップ活動を維持する体制整備が今後の課題である。

(参考資料)
各社方針掲載先

(参考資料) スチュワードシップ方針・サステナビリティに関する方針掲載先①

会社名 【五十音順】	2.スチュワードシップ方針掲載先	サステナビリティに関する方針掲載先
あ行		
アクサ・インベストメント・マネージャー株式会社	https://www.axa-im.co.jp/stewardship-code https://www.axa-im.co.jp/responsible-investing/stewardship-and-engagement	https://www.axa-im.co.jp/responsible-investing
朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	https://www.alamco.co.jp/company/stewardship/index.html	https://www.alamco.co.jp/stewardship/index.html
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/company/ri/	https://www.am-one.co.jp/company/sustainability/
アムンディ・ジャパン株式会社	https://www.amundi.co.jp/library/pdf/company/stewardship_report_2022.pdf	https://www.amundi.co.jp/esg/ESG_Ambition_2025.html
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	https://www.amova-am.com/files/lists/stewardship/stewardship_activities_report_and_self_assessment_2024_jp.pdf	https://www.amova-am.com/about/fiduciary/esg
アライアンス・バーンスタイン株式会社	https://www.alliancebernstein.co.jp/app/wp-content/uploads/2025/07/Review_and_self-assessment_of_stewardship_activities_2024.pdf	https://www.alliancebernstein.com/content/jp/ja/investor/corporate-responsibility.html?tab=responsible-investing
イーストスプリング・インベスツメント株式会社	https://www.eastspring.co.jp/docs/default-source/stewardship/jikohyouka202503.pdf?sfvrsn=d7b25824_1	
いちよしアセットマネジメント株式会社	https://www.ichiyoshiam.jp/policy/stewardship	https://www.ichiyoshiam.jp/stewardship
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	https://www.invesco.com/content/dam/invesco/jp/ja/pdf/esg/2024/Invesco_Stewardship_Report_2023_2024.pdf	http://www.invesco.co.jp/footer/stewardshipcode.html https://www.invesco.com/content/dam/invesco/jp/ja/pdf/esg/2024/Invesco_Stewardship_Report_2023_2024.pdf
SBI岡三アセットマネジメント株式会社	https://www.sbiokasan-am.co.jp/company/stewardship.html	https://www.sbiokasan-am.co.jp/company/sustainability/
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html	https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html
か行		
鎌倉投信株式会社	https://www.kamakuraim.jp/stewardship-code/	https://www.kamakuraim.jp/stewardship-code/
カレラアセットマネジメント株式会社	https://www.carrera-am.co.jp/company/stewardship/	https://www.carrera-am.co.jp/company/stewardship/
キャピタル・インターナショナル株式会社	https://www.capitalgroup.com/intermediaries/jp/ja/investments/esg/stewardship.html	https://www.capitalgroup.com/intermediaries/jp/ja/stewardshipcode.html
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	https://am.gs.com/ja-jp/individual/creating-impact/stewardship-code	https://www.gsam.com/content/dam/gsam/pdfs/common/en/public/miscellaneous/GSAM_statement_on_respon_sustainable_investing.pdf
さ行		
株式会社GCIアセット・マネジメント		https://www.gci.jp/jp/stewardshipcode/
JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社	https://am.jpmorgan.com/content/dam/jpm-am-aem/global/en/sustainable-investing/investment-stewardship-report.pdf https://am.jpmorgan.com/content/dam/jpm-am-aem/asiapacific/jp/ja/regulatory/investor-disclosure-document/investment-stewardship/stewardship202409.pdf	https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/funds/sustainable-investing/ https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/corporate-governance/fiduciary-responsibility/
シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/sustainability/
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	https://www.simplexasset.com/sam/japan_stewardship_code/	
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社	https://www.ssga.com/us/en/about-us/what-we-do/asset-stewardship/asset-stewardship-library	https://www.ssga.com/library-content/assets/pdf/global/asset-stewardship/2024/proxy-voting-and-engagement-policy-jp.pdf
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	https://www.sparx.co.jp/stewardship.html	https://www.sparx.jp/sustainability/policy.html
SOMPOアセットマネジメント株式会社	https://www.sompo-am.co.jp/img/institutional/stewardship2023.pdf	https://www.sompo-am.co.jp/img/institutional/stewardship2023.pdf

(参考資料) スチュワードシップ方針・サステナビリティに関する方針掲載先②

会社名 【五十音順】	スチュワードシップ方針掲載先	サステナビリティに関する方針掲載先
た		
大和アセットマネジメント株式会社	https://www.daiwa-am.co.jp/company/stewardship/index.html	https://www.daiwa-am.co.jp/company/stewardship/esg.html
ちばぎんアセットマネジメント株式会社	http://www.chibagin-am.co.jp/company/operation/code/	http://www.chibagin-am.co.jp/company/operation/code/
中銀アセットマネジメント株式会社		https://www.chugin-am.jp/company/stewardship/stewardshipcode/
T & Dアセットマネジメント株式会社	https://www.tdasset.co.jp/company/principles/stewardship/	https://www.tdasset.co.jp/company/principles/responsibleinvestment/ https://www.tdasset.co.jp/company/principles/key_sustainability_issues/
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社	https://www.troweprice.com/financial-intermediary/jp/ja/about/disclosure/stewardship.html	https://www.troweprice.com/content/dam/tpd/legal-documents/ESG_J.pdf
東京海上アセットマネジメント株式会社	https://www.tokiomarineam.co.jp/company/responsible_investment/mmjhh00000018o4-att/sustainability_report_2024.pdf	https://www.tokiomarineam.co.jp/pdf/web/viewer.html?file=/company/responsible_investment/mmjhh00000018o4-att/Sustainable_Investing_Statement.pdf
な		
ニッセイアセットマネジメント株式会社	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/report.html	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/stewardship.html
ニューバーガー・バーマン株式会社	https://www.nb.com/ja/jp/disclosure-stewardship-code	https://www.nb.com/ja/jp/stewardship/reporting-policies-and-disclosures
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/stewardship/_icsFiles/afieldfile/2024/05/30/stewardship_2023.pdf	https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/policy/index.html https://www.ja-asset.co.jp/company/pri/esgstatement/index.html
農林中金バリューインベストメンツ株式会社	https://www.nvic.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/09/stewardship-code_self_assessment_2023_ja.pdf	https://www.nvic.co.jp/terms/stewardship-code
野村アセットマネジメント株式会社	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/library/ri-report.html	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/esgstatement.html
は		
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社		https://www.pinebridge.co.jp/business_domain/stewardship_code.html
ピクテ・ジャパン株式会社	https://www.pictet.co.jp/content/dam/pamweb/jp/ja/company/sustainability/responsible/Responsible_Investment_Report.pdf	https://www.pictet.co.jp/content/dam/pamweb/jp/ja/company/sustainability/responsible/Responsible%20Investment%20Policy_202502_J_Final.pdf
フィデリティ投信株式会社	https://www.fidelity.co.jp/static/japan/pdf/2024JapanStewardshipSelf-evaluation-report.pdf	https://www.fidelity.co.jp/static/japan/pdf/sustainable-investing/SustainableInvestingVotingPrinciples-and-Guidelines2406.pdf
ブラックロック・ジャパン株式会社	https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/stewardship	https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-stewardship-priorities-final.pdf
株式会社ポートフォリア	https://portfolia.jp/resolution.html	
ま		
マンライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	https://www.manulifeim.com/institutional/jp/ja/sustainability	https://www.manulifeim.com/institutional/jp/ja/sustainability
マネックス・アセットマネジメント株式会社		https://www.monex-am.co.jp/principle/responsible/
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	https://www.smtam.jp/company/policy/stewardship/activity_status/index.html	https://www.smtam.jp/file/223/SustainabilityReport_20242025_A3.pdf
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html	https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_policy.html
明治安田アセットマネジメント株式会社	https://www.myam.co.jp/about/stewardship.html	https://www.myam.co.jp/about/stewardship.html
や		
UBSアセット・マネジメント株式会社	https://japan1.ubs.com/am/pdf/stewardship_annual_report_2024.pdf https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html	https://japan1.ubs.com/am/files/global_stewardship_policy_2020.pdf
ら		
楽天投信投資顧問株式会社	https://www.rakuten-toushin.co.jp/company/disclaimer/policy/stewardship_code/	https://www.rakuten-toushin.co.jp/company/disclaimer/policy/sustainability/
ラッセル・インベストメント株式会社	https://russellinvestments.com/jp/legal/proxy	https://russellinvestments.com/jp/legal/stewardship
りそなアセットマネジメント株式会社	https://www.resona-am.co.jp/investors/pdf/sus_report2024-2025.pdf	https://www.resona-am.co.jp/investors/pdf/sus_report2024-2025.pdf https://www.resona-am.co.jp/sustainability/ https://www.resona-am.co.jp/sustainability/integration.html https://www.resona-am.co.jp/sustainability/engagement.html https://www.resona-am.co.jp/sustainability/esg_issues.html